

- 1 Cとしては①AからBに対して、白紙委任状の交付がある事から、代理権授与表示があると考えられるので民法109条に基づく請求②BはAから委ねられている権限外の行為をしているので民法110条に基づく主張の2つの請求が考えられる。この二点について以下検討していく。

2 民法109条適用の場合

OK

- (1) 民法109条を適用するための要件としては①代理権授与表示が行われている②その代理権の範囲内の行為である事③代理権の不存在についての善意無過失である。

- (2) 本問について当てはめていくと、AはBに対して白紙委任状を交付しており、委任者の欄にはAの直筆の署名があり、代理人欄にはBの氏名が記載されていたので代理権授与表示があると考えられる(要件①充足)。AとしてはCに与えられている代理権は事務用機器の調達についての代理であり、自動車の購入ではないので②の要件を充足しないと再反論が考えられる。しかし、この場合は委任状に記載されている代理権の範囲かどうかで判断すると考えられる。委任事項欄には「自動車の購入に関する一切の事項」と記されており、Bとしては中古のトラックを90万で購入しているので代理権の範囲内の行為である(要件②充足)。CとしてはBがネット通販の準備に関する一切の業務をAから任されていると誤解しているので善意であると考えられる。しかし、BはCの面前で委任事項欄に「自動車の購入に関する一切の事項」と手書きで記入しているのでBにそのような権限が与えられているのかを疑い、Aに対して確認する事が出来たと考えられるので過失があったと考えられるので要件③を充足しない。一つの結論として(よい)。

- (3) よって、Cは民法109条を根拠に主張することはできない。

3 民法110条適用の場合

- (1) 民法110条を適用するための要件としては①基本代理権が与えられている事②代理権の範囲外の行為であること③正当な理由がある事。

- (2) 本問に当てはめてみると、AはBに対して事務用機器の調達を委ねているので基本代理権が与えられている(要件①充足)。Bは基本代理権である事務用機器の調達ではなく中古の軽トラックの購入をしているので代理権の範囲外の行為をしている(要件②充足)。Aとしては正当な理由がないとして再反論すると考えられる。

Cとしては委任状にはAの直筆の署名があり、その隣には印鑑があり、印鑑登録証明書が添付されている事から正当な理由があるように考えられる。しかし、Cは当初Bから事務用機器についての代理権が与えられている事を伝えており、またBがCの面前で委任事項欄に「自動車の購入に関する一切の事項」と手書きで記入している事からBにそのような権限が与えられているのかを疑い、Aに対して確認する事が出来たと考えられるので過失があったと考えられるので正当な理由にはあてはまらないので要件③を充足しない

- (3) よって、Cは民法110条を根拠に主張することはできない。

おなじみOKです。
①と②の理解が
矢にわかり。
確認はしつ。

この問題文に
ない事情の
注釈はしつ。
おなじみOKです

1 EはCに対して所有権に基づく明け渡し請求ができるかが問題となる。

Eとしては2018年5月15日にBとの間で売買契約を締結しているので本件土地について所有権は認められると考えられる。

2 Cとしては本件土地について民法162条2項を適用する事により本件土地を時効取得すると主張する事が考えられる。以下この点につき検討していく。

少(あ)イ
書す
(1) 契約締結当時においてAからの本件境界線についての説明をCとしては過失なく信じており、AC間の売買契約締結は2008年4月20日に締結されているため、Cとしては2018年4月20日をもって本件土地を時効取得する。その後、2018年5月15日BE間において乙の売買契約が締結されているがCはEに対して所有権を主張できるかが問題となる。

OK (2) 先述の通りCは時効取得により本件土地の所有権を有している。しかし、EもBとの間で売買契約を締結し、所有権を取得しているためCとEは二重譲渡類似の関係に立つと考えられる。このような関係の場合は民法177条により登記を先に具備したものが所有権を取得すると考えられる。

(3) 本問に当てはめてみると、Cは登記を具備していないがEは売買契約締結当時において登記を具備している。

(4) よって、登記を具備しているEが所有権を取得するので、Cの主張は認められない。

3 CとしてはEが背信的悪意者に該当し、民法177条の第三者に当てはまらないので所有権を取得する事ができないと主張する事が考えられる。

(1) 177条に規定されている「第三者」にどのような者が該当するのかが問題となる。

OK (2) 「第三者」とは不動産に関する物権の得喪及び変更について登記の欠缺を主張する正当な利益を有するものとされている。

(2) 177条の第三者に背信的悪意者が該当するかについて検討する。

背信悪意者とは①先行する物権変動について悪意であり②物権変動についての登記欠缺を主張する事が信義(民法1条2項)に反する者の事を言うと考えられている。このような者の行為は自由競争の範囲を逸脱しており、177条の第三者に該当しないと考えられる。

Eが背信的悪意者に該当するかについて以下検討していく。

OK (2) 本問について当てはめてみると、Eは売買契約締結の際に、D社の代表者から測量が不正確であった事を聞かされており、かつ、甲について本件売買契約を締結したことを知っていたので、先行する物権変動について悪意であったと考えられる(要件①充足)。Eが乙の売買契約を締結したのはCとの間で境界トラブルを起こし、Cから金銭を取得する事を目論んでおりこのような行為は信義に反すると考えられる(要件②充足)。

(3) よって、Eは背信的悪意者に該当するため、民法177条の第三者の該当しない事によ

り、E としては所有権に基づく本件土地の明け渡し請求は認められないと考えられる。

以上